

**改正**

昭和五九年三月条例第一三号

昭和六三年三月条例第八号

昭和六三年一〇月条例第二四号

平成元年三月条例第三四号

平成四年三月条例第一四号

平成七年七月条例第一九号

平成一〇年九月条例第三〇号

平成一三年三月条例第三九号

平成一七年六月条例第三〇号

平成一七年一〇月条例第五二号

平成二六年 三月二〇日条例第九号

平成三一年 三月二九日条例第一二号

江戸川区民健康施設条例

題名改正〔平成七年条例一九号〕

(趣旨)

**第一条** この条例は、江戸川区民健康施設（以下「区民健康施設」という。）の設置、管理及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成七年条例一九号・三一年一二号〕

(設置)

**第二条** 江戸川区民（以下「区民」という。）の健康増進に寄与し、その福祉の向上を図るため区民健康施設を設置する。

2 区民健康施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
江戸川区立穂高荘	長野県安曇野市穂高有明二一〇五番地二二
塩沢江戸川荘	新潟県南魚沼市舞子字十二木二〇六三番地二九

一部改正〔昭和六三年条例二四号・平成七年一九号・一七年五二号・三一年一二号〕

(利用者の範囲)

**第三条** 区民健康施設を利用できる者は、区民（江戸川区内在勤者を含む。）及び第十四条の規定により江戸川区長（以下「区長という。」）が指定する者（以下「指定管理者」という。）が区長の承認を得て認めた者とする。

全部改正〔平成一七年条例三〇号〕、一部改正〔平成三一年条例一二号〕

（利用日数）

**第四条** 区民健康施設の一回当たりの利用日数は、三泊四日を限度とする。ただし、指定管理者は、利用状況によりこれを延長することができる。

一部改正〔平成七年条例一九号・一七年三〇号〕

（利用承認）

**第五条** 区民健康施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

一部改正〔平成七年条例一九号・一七年三〇号〕

（利用料金）

**第六条** 区民健康施設の利用料金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

2 区民健康施設の付帯設備及びその利用料金は、江戸川区規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。

一部改正〔昭和六三年条例二四号・平成元年三四号・七年一九号・一三年三九号・一七年三〇号・三一年一二号〕

（利用料金の納付）

**第七条** 第五条の規定により承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の終了時に前条に規定する利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者が区長の承認を得て定める方法による場合にあつては、この限りでない。

2 利用者は、利用の承認を受けた事項の変更をし、又は利用の取消しをしようとする場合は、指定管理者が区長の承認を得て定める額を納付しなければならない。

全部改正〔平成一七年条例三〇号〕、一部改正〔平成三一年条例一二号〕

（利用料金の減額又は免除）

**第八条** 指定管理者は、あらかじめ区長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成一七年条例三〇号・三一年一二号〕

(利用料金の不還付)

**第九条** 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。

- 一 利用者の責任によらない理由によって利用することができないとき。
- 二 利用の取消しの申出があった場合で、相当の理由があると認められるとき。
- 三 その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

一部改正〔平成一七年条例三〇号・三一年一二号〕

(利用権の譲渡等の禁止)

**第十条** 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔平成三一年条例一二号〕

(利用承認の取消し等)

**第十一条** 指定管理者は、区民健康施設の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 利用の目的に違反したとき。
- 二 公益を害するおそれがあるとき。
- 三 この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。
- 四 その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

一部改正〔平成一七年条例三〇号・三一年一二号〕

(損害賠償の義務)

**第十二条** 利用者は、施設若しくは付帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成一七年条例三〇号・三一年一二号〕

(利用時間等)

**第十三条** 区民健康施設の利用時間及び休業日は、規則で定める。

全部改正〔平成一七年条例三〇号〕

(区民健康施設の管理)

**第十四条** 区民健康施設の管理は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者に行わせることができる。

追加〔平成一七年条例三〇号〕

(指定管理者が行う業務)

**第十五条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認、利用の取消しその他区民健康施設の運営に関する事。
- 二 施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関する事。
- 三 飲食等宿泊に伴うサービスの提供に関する事。
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関する事。

追加〔平成一七年条例三〇号〕、一部改正〔平成三一年条例一二号〕

(指定管理者の指定等)

**第十六条** 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、区民健康施設の設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

追加〔平成一七年条例三〇号〕

(委任)

**第十七条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和五九年条例一三号・平成一七年三〇号〕

**付 則**

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

**付 則**（中間省略）

**付 則**（平成一七年六月二四日条例第三〇号）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十三条の次に三条を加える改正規定（第十六条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の江戸川区民健康施設条例別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者については、なお従前の例による。

**付 則**（平成一七年一〇月二五日条例第五二号）

この条例は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成二六年三月二〇日条例第九号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区民健康施設条例別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者については、なお従前の例による。

**付 則**（平成三一年三月二九日条例第一二号）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

**別表**（第六条関係）

利用者の区分	利用料金	利用単位
一般	六、二八〇円	一泊一人当たり
児童	二、六二〇円	

**備考**

- 一 一般とは中学生以上の者をいい、児童とは小学生をいう。
- 二 就学前の乳幼児の利用料金は、無料とする。ただし、寝具を利用する場合は、児童扱いとする。
- 三 区民以外の者が区民健康施設を利用する場合には、規定利用料金の五割相当額を上限として当該規定利用料金に加算した額を当該者の規定利用料金とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 四 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合は、利用時間を延長して利用することができる。この場合の利用料金は、一人一時間当たり一、〇五〇円を上限とした額とする。
- 五 利用料金には、飲食料金及び入湯税は含まない。

全部改正〔平成三一年条例一二号〕